

石綿(アスベスト)工場 の元労働者やその遺族の方々のうち 一定の要件を満たす方に 賠償金をお支払いします

平成26年10月の大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められたことから、国を提訴し、和解が成立した場合には賠償金をお支払いします。

○ 和解の要件は以下のとおりです。

(1) 昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場(※)内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと。

※ 石綿紡織工場、石綿含有建材・製品の製造工場など(石綿工場以外の従業員であった場合でも要件を満たす場合があります。詳しくは弁護士などにご相談ください。)

(2) その結果、石綿による一定の健康被害(※)を被ったこと。

※ 石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚など

(3) 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内(※)であること。

※ 期間内であるかについては、弁護士などにご確認ください。

○ 和解により国がお支払いする賠償金の額は、疾患の種類や病状によって異なります。

詳細については、法テラスや弁護士会などにご相談ください。
(最寄りの法テラスや弁護士会は下記のホームページからご覧いただけます。)

法テラス(日本司法支援センター)

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

電話 0570-078374(平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00)

日本弁護士連合会

ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>